

# 協会けんぽの「高齢受給者証」と「基準収入額の申請」

## 高齢受給者証とは

75歳になると後期高齢者医療制度の対象となりますが、それまでの間、後期高齢者医療制度に加入しない70歳以上の方には、協会けんぽから「健康保険高齢受給者証」が交付されます。

70歳以上の被保険者及び被扶養者の方は、医療機関等で受診される時、健康保険証と併せて高齢受給者証を提示する必要があります。

\* 医療機関等窓口の負担割合を高齢受給者証に表示しています。

## 高齢受給者証の交付

被保険者及び被扶養者が70歳になったとき、70歳以上の方が被保険者となったとき(もしくは被扶養者として認定されたとき)に、事業主様を経由<sup>\*</sup>し交付します。

なお、交付時期は、70歳の誕生日の月上旬(誕生日が月の初日の場合は前月の月上旬)となります。また、70歳以上の方が被保険者又は被扶養者になった場合は、その都度交付します。

※ 任意継続被保険者の方は、直接、登録住所にお送りします。

## 高齢受給者証の発効(使用開始日)

- ・70歳の誕生日の翌月の1日(誕生日が月の初日の場合は誕生日)
- ・70歳以上の方が被保険者となったときは、被保険者となった日
- ・70歳以上の方が被扶養者として認定されたときは認定日

より、医療機関等の窓口で高齢受給者証の提示が必要となります。

## 一部負担金の割合

高齢受給者証の一部負担金の割合は、次の表のとおりです。

該当者が70歳以上の被保険者	標準報酬月額が28万円未満	標準報酬月額が28万円以上	
	1割または2割負担 <sup>(*)</sup>	3割負担	

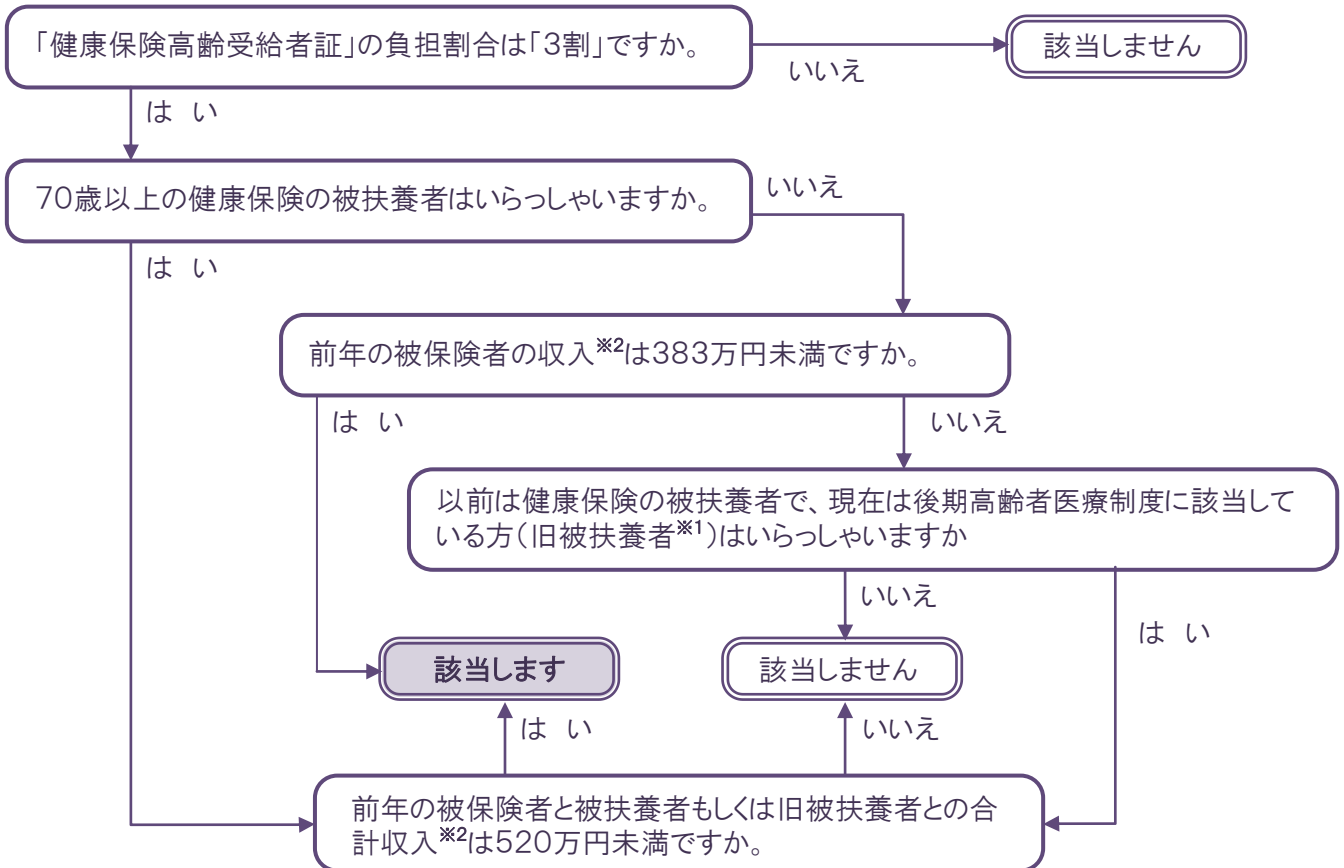
該当者が70歳以上の被扶養者	「70歳未満の被保険者」の被扶養者の方	「70歳以上の被保険者」の被扶養者の方	
		被保険者の標準報酬月額が28万円未満	被保険者の標準報酬月額が28万円以上
1割または2割負担 <sup>(*)</sup>	1割または2割負担 <sup>(*)</sup>	3割負担	

1割負担<sup>(\*)</sup>…平成26年4月1日以前の誕生日で70歳に到達する方

2割負担<sup>(\*)</sup>…平成26年4月2日以降の誕生日で70歳に到達する方

## 基準収入額の申請

一部負担金の割合が「3割」と判定された方であっても、収入額が一定の基準に満たない場合は、申請により「1割または2割負担」となります。該当するかは次の流れ図をご覧ください。  
なお、前年の収入が基準収入額を超えている場合は、申請の必要はありません。



旧被扶養者※1とは…後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより、被扶養者でなくなった方で、継続して後期高齢者医療制度の被保険者である方をいいます。(65歳～74歳の方であって、後期高齢者医療制度の障害認定を受けたことにより被扶養者でなくなった方を含みます。なお、被扶養者でなくなった日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り基準収入額に含むことができます。)

### 該当します

申請により、1割または2割負担となります。

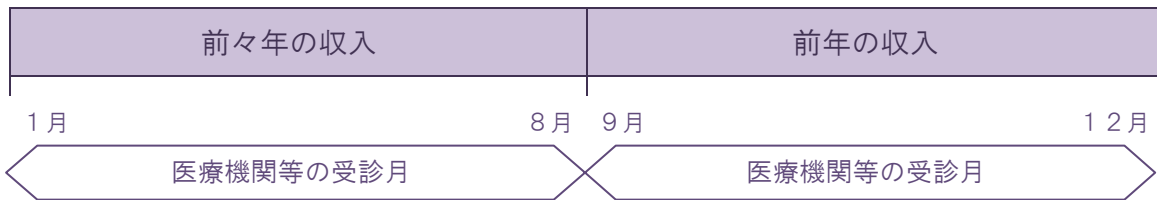
「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」を記載のうえ、収入申告欄に記入した全員分の該当する年の収入金額が確認できる書類を添付※3し、お持ちの高齢受給者証の交付年月日から**14日以内**に申請してください。(事業主を通じて届け出ることも可能です。)

申請が認められた場合、新しい負担割合を表示した高齢受給者証を交付します。

### 該当しません

申請は不要です。お持ちの高齢受給者証をそのままご使用ください。

※<sup>2</sup>対象の収入は…9月から12月に医療機関等で受診されるときは「前年の収入」、1月から8月に受診されるときは「前々年の収入」となります。



※<sup>3</sup>添付書類は…確定申告書の控の写し、公的年金等源泉徴収票の写し、給与源泉徴収票の写し、市区町村長の発行する（非）課税証明書（原本）等となります。

- ・前年の収入額に基づいたその年の（非）課税証明書は、その年の6月以降に市区町村にて発行されます。
- ・添付書類は「所得額」ではなく「収入額」の確認できる書類が必要となります。（非）課税証明書の場合は、「収入額」が明らかになっているかご確認ください。

### 基準収入額の収入の範囲

該当する年のすべての収入額が対象になります。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害・遺族にかかる年金など）は除きます。

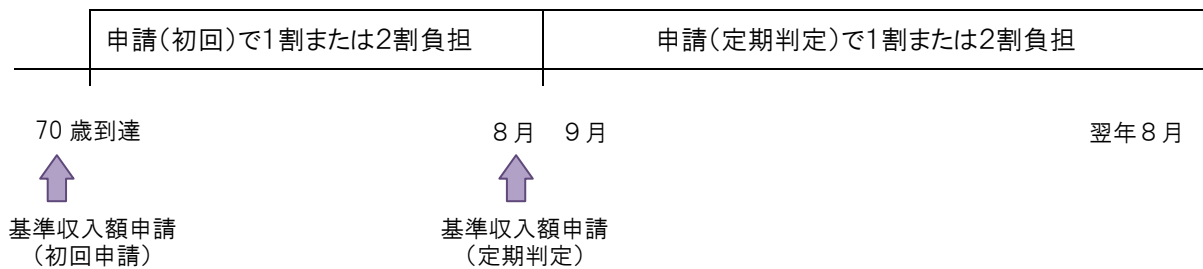
【収入に含まれるもの】給与収入、配当収入、不動産収入、事業収入等

【収入に含まれないもの】退職金、障害・遺族年金（恩給）、健康保険法等による傷病手当金、雇用保険法による失業給付等

### 基準収入額の定期判定

基準収入額適用申請による適用期間は、適用された月から8月末までとなります。

毎年8月に「その年の9月から翌年8月受診分まで」の申請（定期判定）が必要となります。



\* 定期判定が必要な方（高齢受給者証が「3割負担」もしくは、標準報酬月額が「28万円」以上の方）については、毎年7月下旬頃、事業主様を通して※ご案内をいたしますので、該当する方は、提出期限（8月中旬頃）までに申請が必要となります。

※任意継続被保険者の方には直接登録住所にご案内いたします。

## その他

- 高齢受給者証は、必ず健康保険証と一緒に提示する必要があります。  
医療機関等の窓口で提示しなかった場合は、1割または2割負担の方も3割負担となります。
- 前年の収入額に基づいたその年の(非)課税証明書は、その年の6月以降に市区町村にて発行されます。
- 75歳から対象となる「後期高齢者医療制度」につきましては、お住まいの市区町村にご相談ください。